

被表彰者推薦要領

(表彰の事由)

1. 一般社団法人日本電気協会中国支部 法人会員の電気関係業務従事者で、下記の各号に該当する方を表彰し、当支部会長から表彰状および記念品を贈ります。

(1) 令和5年3月31日現在で、満30年以上同一法人会員の事業に勤務し、業務に精励している方。

但し、満30年以上の永年表彰制度を設けている法人会員の対象者は除きます。

(以下(1)号表彰と呼称する)

(2) 電気に関し有益な発明、発見、考案または改良をして、その功績が大きかった方。

(以下(2)号表彰と呼称する)

(3) 電気に関し重大な事故を未然に防止し、または社会の模範となる善行のあった方。

(以下(3)号表彰と呼称する)

(勤続年数の算定)

2. (1)号表彰の勤続年数は、その勤務する事業が合併譲渡その他の理由で変更のあった場合でもその属する事業と一緒に移動したものは、之と同一の法人会員の事業に従事したものと見なします。また、出向期間・休職期間は勤続年数に算入します。

(受賞者の決定)

3. 受賞者の決定は、表彰選考委員会で審議のうえ、支部会長が決定します。

(推薦書の作成)

4. 被表彰者推薦書は次により作成してください。

(1)別紙推薦書(第1・第2・第3号様式)に準じてください。

(2)(1)号表彰推薦書の略歴は、電気関係業務に携わり、勤続者であることを証する内容としてください。

(3)(2)号表彰推薦書には、別紙「発明考案等功績者審査用調書※」および「具体的内容を記した資料」を添付してください。

なお、決定に向けての審査では、プロジェクター(パワーポイント)を使用して説明していただきますので、ご準備方よろしくお願いいたします。

(4)(3)号表彰推薦書には、その事由の詳細を記載した書類(任意様式)を、添付してください。

(5)各表彰推薦書とも、令和5年3月31日在職見込みの方をご記載ください。

以 上

表 彰 規 程

(昭和 25 年 5 月 20 日制定)

(昭和 33 年 5 月 7 日改訂)

(平成 9 年 5 月 22 日改訂)

(平成 15 年 5 月 15 日改訂)

(平成 23 年 4 月 1 日改訂)

第 1 条 当会の法人会員の電気関係業務従事者で下記の各号の一に該当するものはこの規程により、支部会長が之を表彰する。

1. 満 30 年以上同一法人会員の事業に勤務し、業務に精励している者
但し、満 30 年以上の永年表彰制度を設けている法人会員の対象者は除く
2. 電気に関し有益な発明、発見、考案または改良をなしその効果大であった者
3. 電気に関し重大な事故を未然に防止し、または社会の模範となるべき善行のあった者

第 2 条 前条の表彰は選考委員会の議を経て支部会長が決定する。

第 3 条 選考委員は支部会長が之を委嘱する。

第 4 条 表彰は毎年之を行ない被表彰者に表彰状、褒賞を授与する。

第 5 条 第 1 条第 1 号に該当する者の表彰は同一人に対し同一表彰を重ねて行なわれない。表彰の際現に当支部法人会員の従業員でなくなり、または当支部区域内に勤務しなくなった者は表彰しない。

第 6 条 法人会員はその従業員にしてこの規程に該当するものあるときは別に定める調書を作成し、毎年 3 月末日現在のものを 2 月末日までに支部会長に申告するものとする。前項の調書には発明、発見、考案または改良の詳細およびその効果若しくは事故防止その他の善行の詳細を記載した書類を添付するものとする。

第 7 条 第 1 条第 1 号の勤務年数はその勤務する事業が合併譲渡その他の理由で変更のあった場合でもその属する事業と一緒に移動したものは之と同一の法人会員の事業に従事したものと見なす。

「付 則」

当支部の法人会員の従業員で、澁澤委員会から澁澤賞を受賞した者または（一社）日本電気協会会長から通信教育優秀修了者として表彰を受けた者には、支部会長から記念品を贈呈する。

第 1 条 1. 但し書きは、平成 16 年度より効力を生ずるものとする。

以 上